

令和4年8月29日開催

新庄市農業委員会第27回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年8月）議事録

1. 開催日時 令和4年8月29日（月）午前10時

2. 開催場所 新庄農業基盤センター

3. 出席委員（19名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	清水	哲夫	4番	間	真一
5番	田宮	成彦	6番	丹	茂
7番	星川	豊	8番	五十嵐	成生
9番	佐藤	啓右	10番	齋藤	謙二
11番	指村	貞芳	12番	三原	康志
13番	高山	光弥	14番	森	良一
15番	星川	吉和	16番	下山	秀一
17番	星川	秀男	18番	佐藤	喜代志
19番	早坂	浩樹			

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 92 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 93 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 94 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについて
日程第 5 議案第 95 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 96 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 7 報告第 74 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

6. 出席した事務局職員

総務主査 鏡 彰広 主任 庭崎 佳子
主 事 結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 27 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○総務主査

現在の出席委員は 19 名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 27 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 6 番丹茂委員と 13 番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第92号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第92号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区1番につきまして、8月22日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりで、贈与について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、8月16日に調査確認いたしました。以前より譲受人が農地を管理しており、対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第92号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第92号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第93号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第93号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり間違いないことを確認しました。現在の住宅が雪で冬期間大変であり、道路に面した場所に移り、残った田の進入口も確保するとのことで、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第93号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第93号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第94号農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第94号農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、八向地区1件ご提案申し上げます。

議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、8月20日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり間違いがないことを確認しました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局から説明がありましたが、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第94号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第94号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第95号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第95号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計3件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり間違いがないことを確認しました。現在は大型特殊車両の免許を取得するためには寒河江市まで行かなければならないので、市内で取得できれば地域貢献にもなるとのことで、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり間違いがないことを確認し、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、8月20日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり間違いがないことを確認し、問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第95号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第95号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第96号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。

ここで三原康志委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(三原康志委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第96号農業振興地域整備計画の変更につきまして、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、8月19日に調査確認しました。内容につきましては、事務局説明のとおりでありましたので、ご審議のほど宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第96号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第96号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(三原康志委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは報告案件に入ります。

次に日程第7、報告第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、萩野地区2件、計4件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第74号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年8月29日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 高 山 光 弥